

沖縄県みらいゆまー認証使用要領

1 認証マークの使用

沖縄県みらいゆまー認証要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項に規定する通知を受けた資源管理を実施する団体の責任者（以下「責任者」という。）は、別紙1の沖縄県みらいゆまー認証ロゴマーク使用許諾申請及び誓約書（以下「使用許諾申請及び誓約書」という。）を提出し、みらいゆまー認証審査委員会（以下「委員会」という。）から画像データの提供を受け、認証マークの趣旨やデザインの意味を理解したうえで、委員会の指導のもと、沖縄県みらいゆまー認証の認証ロゴマーク（以下「認証マーク」という。）を使用することができる。

2 認証マーク表示の趣旨

認証マークは、認証水産生物とその他水産生物を区別するために表示するものである。その他、みらいゆまー認証制度のPRや認証団体及び取扱店舗等を示す目的として使用することができる。

3 認証マークの使用方法

(1) 認証マークは、次のいずれかの者が使用できるものとする。

ア 県

イ 責任者

ウ 直接認証水産生物を販売及びPRを行う事業者等で、県知事が適当と認める者（以下「取扱事業者」という。）

エ その他知事が適当と認める者

なお、責任者及び取扱事業者は認証マークの使用にあたり、委員会を経由して県知事に別紙1の使用許諾申請及び誓約書を提出しなければならない。このとき、責任者は委員会の推薦を、取扱事業者は責任者又は委員会の推薦を受けるものとする。

(2) 認証マークは、次のいずれかの目的で使用できるものとする。

ア 認証水産生物、その加工品及びその容器包装等に表示する場合

イ 認証水産生物又はその加工品を陳列し、その付近に表示する場合

ウ PRのために、事務所、出荷施設及び販売施設等に表示する場合

エ その他知事が適当と認める場合

(3) 認証マークの認証水産生物及びその加工品への表示は、原則として、容器包装類及び水産物への貼付又は容器包装類への印刷によるものとする。

(4) 責任者及び取扱事業者は、認証マークの使用実績を記録するとともに、年に1回委員会の定める期日までに知事に実績を報告しなければならない。このとき、責任者は沖縄県みらいゆまー認証実施要領第8条に基づき報告するものとする。また、取扱事業者は別紙2により報告するものとする。

(5) 責任者及び取扱事業者が使用する認証マークは、許諾申請の受理通知を受けた日から認証有効期日、認証の効力を失うまで、あるいは委員会が指定する期日まで使用できるものとする。

(6) 責任者あるいは取扱事業者が不適切に認証マークを使用した場合、知事は当該認証を取り消しできるものとする。

(7) 責任者及び取扱事業者は、認証マークの使用に当たり、次の事項を理解し遵守するものとする。

ア 認証マークを使用する際に発生する費用を負担すること

- イ 上記（２）で規定する目的以外に使用しないこと
- ウ 第三者に認証マークの使用を認めることはできないこと
- エ 認証の効力を失った場合は、認証マークを使用しないこと
- オ 認証マークの使用状況について記録し、報告できるように整理すること
- カ 認証マークの使用にかかる所属職員等に対し、本要領内容を認証マーク使用前に指導及び理解させること
- キ 認証マークの不適切な使用等をしたことにより生じた訴訟及び損害賠償等については、県は一切責任を負わない
- ク その他知事が必要とする条件

4 認証マークの規格及びデザイン

認証マークは、資源管理の重要性の他に、生産から消費までを認識してもらうことを目的にデザインされており、物事の始まりを表す「芽吹き」をモチーフとしたデザインと、「水産物」を消費者に届ける行為を象徴する「リボン」で表現するとともに、ミンサー柄の冠によって、「いつの世までも末永く幸せに」の意味合いから、大切な人に贈る象徴となっている。

上記のデザイン理由を理解したうえで、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 認証マーク（Ａ）の寸法の最小値は、縦 1.5 センチメートル、横 1.5 センチメートルとする。
- (2) 認証マーク（Ｂ）の寸法の最小値は、高さ 1 センチメートルとする。
- (3) 認証マークを拡大または縮小して使用する場合であっても、デザインの縦横比が図 1 と同じでなければならない。
- (4) 認証マークの配色は、原則、図 1 の指定のとおりとし、背景は白地としなければならない。
- (5) 認証マークをモノクロで使用することも可能である。その場合は、地色と明瞭な対比を持たせるようにしなければならない。
- (6) 認証マークを配置する周辺の情報と混同させることがないように、認証マークの周囲に文字等を配置する場合は、5 mm 以上の余白を設けなければならない。
- (7) 認証水産生物、その加工品及びその容器包装等に表示を行う場合は、図 2 の記載例に従い、認証マークの上部又は下部に認証番号を記載しなければならない。
- (8) 図 3 の記載例に従い、認証マークの上部又は下部に別表の表示事項について記載してもよい。

附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 6 日から施行する。



図1 認証マーク（カラー）
2パターン（A, B）
● C=70, M=00, Y=22, K=00
● C=04, M=37, Y=71, K=00



認証番号：〇〇-〇〇

図2 記載例



認証番号：〇〇-〇〇
 〇〇漁業協同組合
 〇〇（水産生物の名称）

図3 記載例

別表 表示できる事項

表示事項番号	内 容
1	認証組織の名称
2	認証水産生物の名称 (標準和名、通称名又は方言名)
3	認証組織の住所、連絡先
4	認証水産生物に実施している資源管理の取組 (体長制限の実施、禁漁期間の設定等)
5	認証取得した年、年度又は年月日
6	その他知事が適当と認める内容

(別紙 1)

沖縄県みらいゆまーる認証ロゴマーク使用許諾申請及び誓約書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所：

組織名：

代表者：

印

「沖縄県みらいゆまー認証使用要領」に基づき、マーク使用許諾について申請するとともに、要領の内容を遵守することを誓約します。

担当者氏名	
連絡先	電 話 E-mail
マーク使用対象	(商品名、水産物等)
推薦者	
使用開始日	年 月 日
使用目的	

(別紙2)

沖縄県みらいゆまーる認証ロゴマーク使用実績報告書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所：
組織名：
代表者：
担当者：
連絡先：電話
E-mail

番号	目的	使用枚数等	備考
(例)			
1	店内に展示	1	PR のために、水産物販売棚に展示
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			